

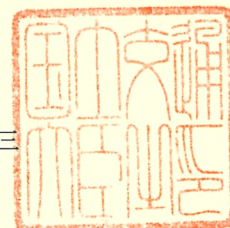
認 定 書

国住指第1628号

平成 18年 12月 15日

玄々化学工業株式会社
代表取締役社長 宮田 紀昭 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-1493

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アクリルウレタン系樹脂・アクリル系樹脂塗装・アクリル系樹脂インキ／不燃材料(せっこうボード及び金属板を除く)

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。